

## 告 示

### 埼玉県告示第三百二十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十九年三月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 組合の名称

越生町西和田・河原山土地区画整理組合

#### 二 事業施行期間

平成四年十一月十七日から平成三十四年三月三十一日まで

#### 三 施行地区

埼玉県入間郡越生町大字西和田字西尾崎、字尾崎前、字欠田、字大利及び字荒神前並びに大字越生字河原の各一部

#### 四 事務所の所在地

埼玉県入間郡越生町大字越生九百番地二

#### 五 設立認可の年月日

平成四年十一月十七日

#### 六 変更認可の年月日

平成二十九年三月十七日